



9月18日は敬老の日です

敬老の日は、長年社会に貢献した高齢者の方々を敬愛し、長寿を祝う日です。日本人の平均寿命は、男性が78.53歳、女性が85.49歳となっています(2005年・厚生労働省の簡易生命表より)。65歳以上の方の多くが、年金所得のみで暮らしています。今のあなたの保険料納付が現在の高齢者を支え、そして将来のあなた自身の年金を支えることにもつながります。

老齢基礎年金を受け取る年齢は…?

老齢基礎年金が受けられるのは65歳になった日の翌月からですが、希望により、60歳から65歳前に繰り上げて請求をして受け取ることもできます。この場合は、年金を受けようとする年齢によって一定の割合で減額されます(繰り上げ請求)。また、逆に66歳以降70歳までの間で繰り下げて請求をして受け取ることもできます。この場合は、受給開始年齢により一定の割合で増額されます(繰り下げ請求)。

なお、いったん繰り上げ請求・繰り下げ請求をすると一生同じ割合で減額、または増額された率の年金を受け取ることとなります。(付加年金も同じ割合で減額または増額されます。)

☆☆繰り上げ請求の注意点☆☆

- ①繰り上げ請求後に障害者になったり、障害の程度が重くなったりしても、障害基礎年金は受けられません。
- ②寡婦年金は受けられなくなります。
- ③国民年金の任意加入はできなくなります。
- ④遺族厚生年金を受けている方は、65歳になるまで遺族厚生年金は支給停止になります。

繰り上げのメリットとしては、当然に年金が早くもらえるということですが、上記のようなデメリットもありますので慎重にご検討ください。

※その他、会社勤めをしていた方が繰り上げ請求をすると、特別支給の老齢厚生年金(退職共済)に影響がありますので、社会保険事務所へご相談ください。

コザ社会保険事務所 給付課 ☎933-3439

社会保険事務所でご自身の年金見込額の照会をすると、繰り上げ請求をした場合としない場合との比較ができます。

60歳・65歳・70歳に請求した場合の受け取る年金額を比較してみましょう。

昭和16年4月2日以降に生まれた方の場合

①60歳から繰り上げ請求した場合
60歳から受け取る老齢基礎年金(年額)
792,100円×70%≒554,500円
(平成18年度の満額×減額率)
60歳から85歳までの老齢基礎年金の受給額
554,500円×25年=13,862,500円

②65歳から通常受給の場合
65歳から受け取る老齢基礎年金(年額)
792,100円(平成18年度の満額)
65歳から85歳までの老齢基礎年金の受給額
792,100円×20年=15,842,000円

③70歳から繰り下げ請求した場合
70歳から受け取る老齢基礎年金(年額)
792,100円×142%≒1,124,800円
(平成18年度の満額×増額率)
70歳から85歳までの老齢基礎年金の受給額
1,124,800円×15年=16,872,000円

国民年金保険料の納付は、
便利で確実な

口座振替

がおすすめです♪



問い合わせ

年金課本庁 ☎973-5498
石川庁舎 ☎965-5617
勝連庁舎 ☎978-7237
与那城庁舎 ☎978-2123